

安全で快適な住まいづくりをサポートします



耐震化をサポート

☎建築課耐震化促進・狭あい道路整備係 ☎5722-9490、☎5722-9597

国の地震調査委員会では、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生するとの見解が示されています。住まいの耐震化を行い、大地震に備えましょう。
区は、昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物に耐震助成制度を設けています。2階建て以下の木造住宅では、新耐震基準のうち平成12年5月31日以前に建てられた建物を対象とする耐震助成制度もあります。助成要件などの詳細は、区☎をご覧ください。



対象	助成内容					
	耐震基準	耐震診断	耐震設計	耐震改修	除却・建て替え	
木造住宅(※1)	新(※2)	診断費用の60%	設計費用の50% (上限20万円)	改修費用の80% (上限150万円)	除却費用の50% (上限50万円)	無料
非木造住宅	旧(※3)	診断費用の50% (上限60万円)	設計費用の50% (上限60万円)	改修費用の1/3 (上限300万円)	除却費用の50% (上限50万円)	全額助成
分譲マンション(※4)		診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定既存耐震不適格建築物(※5)		診断費用の50% (上限200万円)	設計費用の50% (上限200万円)	改修費用の1/3 (上限1,500万円)		
一般緊急輸送道路沿道建築物(※6)		診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定緊急輸送道路沿道建築物(※6)			設計費用の約1/3~5/6	改修費用の約1/3~5/6	除却・建て替え費用の約1/3	

- ※1 2階建て以下の在来軸組工法に限る
- ※2 平成12年5月31日以前に建てられた新耐震基準の建物
- ※3 昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物
- ※4 延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上
- ※5 耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物
- ※6 都耐震改修促進計画で定める指定道路の沿道建築物のうち、原則延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上で、道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物

対象	助成内容
ブロック塀	除却費用の50% (上限20万円かつ9,000円/㎡) 建て替え費用の50% (上限40万円かつ18,000円/㎡) 確認申請費上限15万円を加算
がけ・擁壁	改修費用の50% (上限100万円)
耐震シェルター設置	全額助成 (上限50万円) 左表助成対象の木造住宅に限る

※いずれも要件あり

3月に耐震改修促進計画を改定しました >>>



住まいのリフォームをサポート

☎住宅課居住支援係 ☎5722-9878、☎5722-9325

住宅リフォーム資金助成

区内業者による、自宅のリフォーム工事費用の一部を助成します。審査決定までに1~2週間かかり、事前の申請が必要です。申請方法など詳細は、区☎をご覧ください。



一般リフォーム助成

☒浴室・トイレ・キッチンなどの改修、床・壁紙の張り替え、屋根・外壁の塗装など
※分譲マンションや区分登記された住宅の共用部分(屋根・外壁など)は対象外

●要件 次の①~⑨の全てを満たす区内の居住用住宅(専有部分のみ)のリフォーム工事

- 令和3年4月1日以降にこの助成を受けていない
- 国・都のリフォーム工事助成を申請していない
- 住民税を完納
- 区内業者が施工
- 工事の開始前(審査決定後に開始可)
- 工事費用が20万円以上(税抜き)
- リフォーム工事について建築確認手続きの必要性を確認済み
- 令和9年3月31日までに工事と支払いが完了する
- アスベストの事前調査報告の必要性を確認済み

●助成額 工事費用全体の10%(上限10万円。予算に達し次第終了)

アスベスト調査助成

建物の解体や改修を行う場合、アスベストの事前調査が必要です。アスベスト含有が疑われる吹き付け材などの分析調査をする場合、費用の50%を助成します(上限あり。予算に達し次第終了)。
☎環境保全課公害対策係 ☎5722-9384、☎5722-9401



省エネルギーリフォーム助成

☒内窓・節水型トイレ・ビルトイン型食洗機の設置、複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取り替え、壁・天井・床下の高断熱材施工

●要件 左記①~⑨全てに加え、次の⑩~⑮全てを満たす工事

- 省エネルギーリフォーム対象工事が明確な見積書を提出
- 昭和56年6月1日以降に着工した証明書類または耐震基準適合の証明書類
- 平成28年4月1日以降に区の一般リフォーム助成を受けていない
- 省エネルギーリフォーム対象の工事費用が20万円以上(税抜き)
- 対象工事内容に応じた性能を証明する書類
- 築年数が10年以上の住宅

●助成額 対象工事費用の20%(上限20万円。予算に達し次第終了)

自宅の吹き付けアスベスト除去や所有する賃貸住宅の空き室バリアフリー工事に関する助成もあります。



住宅修繕資金融資あっせん

区内に所有または居住する住宅の修繕・増改築資金が必要な場合に、信用金庫の融資をあっせんします。工事開始前に申請が必要です。申請方法など詳細は、区☎をご覧ください。

●要件 次の①~④全てを満たす区内在住者

- 居住用住宅の修繕・増改築を行う
- 融資を受ける資金の返済能力がある
- 住民税を完納
- 目黒区住宅修繕資金融資を受けた場合は、その返還が終了している

- 融資限度額 700万円(工事見積金額の範囲内)
- 返済期間 5年以内(100万円以上200万円未満は7年以内、200万円以上は10年以内)
- 利率 年利1.8%(固定)

共同住宅の管理組合などを対象とした融資あっせんもあります。

住宅増改築相談

住宅のリフォームに関する相談を、区内建築関連業者による目黒区住宅リフォーム協会が、無料でお受けします。希望者は当日会場へお越しください。
☎毎月第2・4金曜日10:00~16:00
☎場西口ロビー(総合庁舎本館1階)
☎住宅課居住支援係
☎5722-9878、☎5722-9325



あなたの望む生活環境を介護保険でサポート

☎介護保険課介護保険給付係 ☎5722-9847、☎5722-9716

介護保険の要支援・要介護に認定されたかたは、自宅の生活環境を整えるために、住宅改修費や福祉用具購入費の一部支給、福祉用具の貸与サービスを受けることができます。希望する場合は、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。



サービスの種類	住宅改修(事前申請が必要)	福祉用具購入	福祉用具貸与
内容	自宅で生活を続けるための住宅改修費の一部を支給	日常生活の自立を助けるための福祉用具費用の一部を支給	利用者とケアマネジャーで作成するケアプランに基づき貸与
対象	手すりの取り付け、段差の解消、床材変更(滑り防止など)、扉・洋式便器などへの取り替えなど ※老朽化対策工事は対象外	腰掛け便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、排せつ予測支援機器 ※原則、同じ用途・性能の用具の複数購入や同一種類の再購入は対象外 ※都道府県指定の福祉用具販売事業者から購入	手すり、スロープ、歩行者、歩行補助つえ ※上記のうち、固定用スロープ、歩行車を除く歩行者、松葉づえを除く単点杖、多点杖は購入と貸与の選択が可能 〈原則、要介護2~5のかたが対象の用具〉 車いす・特殊寝台(付属品含む)、床擦れ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかひ感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排せつ処理装置(要介護4-5のみ)
自己負担額	費用や介護保険負担割合により異なる(上限あり)		レンタル費の1~3割(介護保険負担割合による)
提出書類	事前申請書類(着工前)、完了報告書類(工事・支払い完了後)	福祉用具購入費支給申請書類(購入後)	なし(要支援1・2、要介護1は貸与確認依頼兼確認書が必要な場合あり)



みどりの創出をサポート

☎みどり土木政策課みどりの係 ☎5722-9355、☎3792-2112

みどり豊かなまちを目指して、自宅にみどりを創出してみませんか。新たに緑化をした際に、条件に応じて費用の一部を助成します。工事開始前に申請が必要です。詳細は区☎をご覧ください。



接道部緑化助成

- 助成対象(※その他の要件あり)
敷地面積500㎡未満の土地で、道路に面した場所(道路幅員4m以上)に中高木(樹高1.5m以上)または生け垣(樹高0.9m以上で列植)を主体として延長1m以上を新たに緑化するもの
※既存樹木の植え替えは対象外

- 助成内容
〈新植栽〉樹高により2,000円~27,000円/本
〈植栽基盤工事〉興行により3,000円~20,000円/㎡
※縁石がある場合は5,000円/㎡追加
〈既存樹木の移植〉幹周りにより5,000円~15,000円/本
※敷地内にある樹高1.5m以上の樹木を道路沿いに移植する場合に限る
〈掘撤去〉9,000円/㎡ ※植栽基盤工事部分
- 上限金額 40万円

屋上緑化助成

- 助成対象(※その他の要件あり)
建築物の屋上に1.0㎡以上を新たに緑化するもの
※プランターを使用する場合は容量100ℓ以上または固定されていること
※上空から見える部分の緑地が対象(軒・ひさしなどの下は対象外)

- 助成内容
〈新植栽〉土の厚さにより20,000円~30,000円/㎡
〈既存樹木の移植〉樹高・幹周りにより1,000円~10,000円/本
〈縁石設置〉1,000円/㎡ 〈自動かん水装置設置〉2,000円/㎡
- 上限金額 壁面緑化助成と合わせて70万円

壁面緑化助成

- 助成対象(※その他の要件あり)
建築物の壁面または外壁から50cm以内に最低1.0㎡以上で高さ2.0m以上を新たに緑化するもの
- 助成内容
〈新植栽〉施工方法により2,000円~20,000円/㎡ 〈縁石設置〉5,000円/㎡
〈補助器具設置〉2,500円/㎡ 〈自動かん水装置設置〉2,000円/㎡
- 上限金額 屋上緑化助成と合わせて70万円



環境に優しい暮らしをサポート

☎環境保全課温暖化対策係 ☎5722-9034、☎5722-9401

環境負荷の少ないエネルギー利用を促進するため、再生可能エネルギー設備などを自宅に設置したかたに、費用の一部を助成します。申請受け付けは6月に開始予定です。詳細は、申請開始に合わせて、めぐろ区報や区☎でお知らせします。

住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費助成

- 太陽光発電システム ●家庭用蓄電システム
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)
- 分譲マンション共用部LED照明 ●エコ住宅(ZEH、東京ゼロエミ住宅)

太陽光・蓄電池の共同購入参加者募集 みんなのおうちに太陽光

都では、太陽光パネル・蓄電池を割安に設置できるよう、共同で購入する参加者を募集しています。詳細は区☎をご覧ください。
☎東京みんなのおうちに太陽光事務局 ☎0120-723-100

